

[事案 20-68] 手術給付金請求

- ・平成 21 年 3 月 5 日 裁定申立受理
- ・平成 21 年 8 月 27 日 裁定終了

< 事案の概要 >

眼の手術(後嚢切開術と網膜光凝固術)を左右別々に計 4 回したが、後嚢切開術は観血手術として 60 日の間に 1 回の制限規定を適用せずに、手術給付金を支払って欲しいと申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 19 年～20 年にかけて、両眼の手術を左と右の眼に分け各 2 回、計 4 回(下記参照)を受けた。加入している手術特約に基づき手術給付金を請求したところ、手術 については、求める手術給付金額が支払われたものの、手術 については、約款で規定されている手術の種類が異なるとして、当方の求める給付金額を下回る(給付倍率 20 倍でなく 10 倍の)手術給付金しか支払ってくれない。また、手術 、手術 については、約款で規定されている「60 日の間に 1 回」という制限規定に該当するとして、手術給付金をまったく支払ってくれない。(その結果、支払総額は 10 万円)

本件手術特約の約款では、手術給付金の支払事由として、手術が別表(「手術給付倍率表」)に定める手術であることを規定しているが、手術 および手術 は、同表記載の「手術番号 68」の「白内障・水晶体観血手術」(給付倍率 20)に該当し、手術 および手術 は、「手術番号 71」の「レーザー・冷凍凝固による眼球手術(施術の開始日から 60 日の間に 1 回の給付を限度とする)」(給付倍率 10)に該当する。

また、右眼と左眼は部位を異にしており、60 日の間に 1 回という制限規定は適用されないものと考えられる。

約款の内容がまったく同じ他社からは、手術 、 については「白内障・水晶体観血手術」として、手術 、 については「レーザー・冷凍凝固による眼球手術」として、4 回分の手術給付金(支払総額は 30 万円)が支払われており、あと 20 万円を追加して支払って欲しい。

申立人(妻)が受けた手術

平成 19 年 12 月 14 日に右後嚢切開術	平成 19 年 12 月 18 日に左後嚢切開術
平成 20 年 3 月 7 日に右網膜光凝固術(特殊)	平成 20 年 3 月 14 日に左網膜光凝固術(特殊)

< 保険会社の主張 >

下記理由により、申立人の請求に応ずることは出来ない。

- (1) の「後嚢切開術」は、後発白内障に対する手術であり観血的に行われることもあるが、観血手術との証明はなされておらず、「手術番号 68 白内障・水晶体観血手術」には該当しないので、レーザーによる手術と判断され、「手術番号 71」の手術に該当する。また、 の「網膜光凝固術」は通常レーザーで行うため、「手術番号 71」の手術に該当する。したがって、本件 から の手術は、全て「手術番号 71」の手術に該当する。
- (2) 「手術番号 71 レーザー・冷凍凝固による眼球手術」については、「施術の開始日から 60 日の間に 1 回の給付を限度とする」制限規定があり、同規定は右眼か左眼かにとられずに適用される。したがって、本件手術については、手術 から 60 日以上経過していない手術 は手術給付金の支払対象となる手術に該当せず、手術 から 60 日以上経過した手術 は手術給付金の支払対象となる手術に該当し、手術 から 60 日以上経過していない手術 は手術給付金の支払対象となる手術に該当しない。

< 裁定の概要 >

本件について申立書、答弁書等の書面により審理を行った結果、以下により本件申立ては認められないので、裁定書をもってその理由を明らかにし、裁定手続きを終了した。

- (1) 医療法人A眼科作成の診断書によれば、本件手術は「眼科レーザー手術」である旨が記載されており、他に手術、手術が観血手術であることを窺わせる証拠はない。従って、本件手術は「手術番号 71」の「レーザー・冷凍凝固による眼球手術（施術の開始日から 60 日の間に 1 回の給付を限度とする）」に該当すると認められる。
- (2) 約款の文言上、レーザーの方法による眼球手術は、右眼であるか左眼であるかにかかわらず、60 日の間に 1 回のみ手術給付金を支払うこととなる(制限規定には、眼球が異なれば適用されないとの記載はない)。そして、制限規定の趣旨について、保険会社は、レーザー手術は、従来のメス等を使って人体を切開する手術に比べ、患者への肉体的負担を著しく軽減できることなどの理由から積極的に施行されるようになり、他の手術の手術給付金とのバランスを勘案するために設けられたものであるとするが、こうした趣旨から設けられた制限規定が著しく不合理とまでは言えないから、約款の文言どおりに制限規定を適用することは認められるところと言える。
- (3) 申立人は、他社契約（他社約款も本件約款と同様の内容）において、手術と手術は観血手術に該当するとして支払われ、手術と手術はレーザー手術に該当するが、それぞれ制限規定が適用されずに支払われていると主張するが、約款に基づく支払いの可否の決定は、各保険会社ごとの判断によるものであるから、各保険会社の判断に違いが生じることはやむを得ない事態であり、当審査会の判断を左右するものではない。

< 参考 > 手術給付倍率表(抜粋)

手術番号	手術の種類	給付倍率
68.	白内障・水晶体観血手術	20
69.	硝子体観血手術	10
70.	網膜剥離症手術	10
71.	レーザー・冷凍凝固による眼球手術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10